

●国民健康保険税について

(1) 国民健康保険税は以下の3つの区分で構成され、年齢により納め方が異なります。

区分	内容	対象者
(ア) 医療保険分	加入者が診療を受けた時の医療費の支払いに充てる財源になります。	加入者全員
(イ) 後期高齢者支援分	75 歳以上の人が入加入する後期高齢者医療保険制度の支援金として負担するものです	加入者全員
(ウ) 介護保険分	40 歳以上の人が入加入する介護保険の保険料です。	40 歳以上 65 歳未満の人

※65 歳を迎えてからは、
介護保険分は国保税とは別に納めます。

(2) 世帯で、(ア)(イ)(ウ)ごとに、所得割 均等割 平等割 を算出し、合計したものが 1 年間の国民健康保険税になります。

【R7 年度 喜茂別町国民健康保険税率】

区分	所得割	均等割	平等割
	所得割基礎額※に対して	1 人あたり	1 世帯あたり
(ア) 医療保険分	7.21 %	23,977 円	23,799 円
(イ) 後期高齢者支援分	2.58 %	9,050 円	8,983 円
(ウ) 介護保険分	1.99 %	9,106 円	7,143 円

※所得割基礎額：世帯の国保加入者それぞれの前年中の[総所得金額等]から基礎控除（43 万円）を差し引いた金額を算出し、

世帯全員分の金額を合計した額です。

※所得割基礎額の計算の場合、差し引かれる控除は基礎控除のみです。

※所得の計算は喜茂別町ホームページ[所得の種類と計算方法]をご覧ください。

●軽減・減免について

世帯の状況に応じて、国民健康保険税が軽減・減免されることがあります。

※詳細は、「軽減・減免について（PDF）」でご確認ください。

●保険料の試算を希望する方

世帯の国保加入者全員の収入が分かるものをご用意の上、住民課税務係までお越しください。

10 分程度で試算結果をご案内します。

●納付の時期

◇普通徴収の方

4 月から 3 月までの 12 か月分を、6 月期から 1 月期の計 8 回に分けて納めます。

毎年、6月中旬頃までに1年分の保険税決定通知書と納付書を世帯主宛に送付しています。

年度の途中で国保に加入・脱退した場合、保険料は月割りで計算を行います。

例1：8月31日に国保に加入した場合

- 加入した月（この場合8月）から翌年3月までの保険税を、9月期から1月期の5回で納めます。
- 加入手続きを行った翌月に、保険税決定通知書と納付書が世帯主宛に送付されますので、納期限までに納付して下さい。

例2：8月31日に国保を脱退した場合

- 4月から脱退した月の前の月（この場合7月）までの保険税を納めます。8月から3月分の保険税で既に納めていた分は還付されます。
- 脱退手続きを行った翌月に保険税変更通知書と、還付金がある場合は世帯主宛に還付請求書が送付されます。

※特別徴収の場合、還付請求書は2～4か月後になる場合があります。

- 納期限と納付方法はこちらをご確認ください。●[町税の納付（リンク）](#)

◇特別徴収（年金からの天引き）の方

以下の条件に当てはまる世帯は、国民健康保険税が世帯主の年金からの天引きとなり、4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回の年金支給の時にあらかじめ国民健康保険税は差し引かれます。手続きの必要はなく、条件に合致したら自動的に年金天引きが開始されます。

年金天引きとなる条件

1と2のいずれも満たすことが条件となります。

1. 世帯主が国民健康保険加入者であり、65歳以上74歳未満
2. 世帯内の国民健康保険加入者すべてが、65歳以上74歳未満

年金天引きとならないケース

- ・年度の途中で世帯内の国民健康保険加入者が65歳になるとき
- ・年度の途中で世帯内の国民健康保険加入者が75歳になるとき
- ・口座振替で納付するとき（年金天引きとなる条件を満たしていても、口座振替を継続します。）
- ・年金の受給額が年額18万円未満のとき
- ・国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超えると

上記に該当するときは、前年度まで年金天引きだった場合でも普通徴収（窓口払い）に切り替わります。また、大幅な収入（所得）の減少や世帯の異動などにより、4月、6月、8月で1年分の国民健康保険税が完納となった場合、10月以降の年金天引きが翌年9月まで停止され、翌年度分の納付方法が一旦普通徴収（第1期から第4期まで納付書または口座振替）となり、10月から再び年金天引きとなる場合があります。